

北海道森林吸収源対策推進計画（素案）についての意見募集結果

令和4年（2022年）3月31日

北海道森林吸収源対策推進計画（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、6団体から、延べ12件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

- A：意見を受けて素案を修正したもの
- B：素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
- C：素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
- D：素案に取り入れなかったもの
- E：素案の内容についての質問等

意見の概要	意見に対する道の考え方※
わが町でも森林吸収源対策を推進していくにあたり、市町村単位での実績と目標を教えてください。	第5の1（2）「森林吸収量の算定対象森林の確保」に記述しているとおおり、道と市町村、関係団体などが参画する協議会を各振興局に設置することとしており、各市町村における森林吸収量の実績と目標の算定に必要なデータ等の提供についても検討していきます。 B
P15 具体的な施策の展開の2つの項目とその内容が整理されていないように見受けられるので、基本計画（素案）23ページにあるように、供給体制を原料（資源状況を含む）と製品とに分けて内容を整理した方がいいと思います。	第5の2（2）「道産建築材の安定供給」において、製品の供給体制と原木の安定供給体制の構築について記載し、道産建築材の安定供給を図っていくこととしています。 D
p10 計画的な伐採と着実な植林の推進 着実な植林推進のためには、植栽・下刈りについて人手が足りないという声もあることから、低コストで省力化の取組を推進しつつ、その実現までの間の林業事業者へのサポートについても配慮をお願いします。 また、近年当地域では気象害やエゾシカ等による食害も発生しており、着実な植林とともに、良好な成長を促進するための対策についてもご配慮願います。	第5の1（1）「計画的な森林の整備」及び1（3）「スマート林業による効率的な施策の推進と人材の育成・確保」に記述しているとおおり、計画的な伐採と着実な植林に向け、地域の実情に応じて、所有者の森林経営計画の作成を支援するほか、スマート林業の展開により作業の低コスト化・省力化を推進するとともに、北森カレッジなどを通じ人材の育成に努めることとしております。 いただいたご意見は、今後の施策実施にあたって参考とさせていただきます。 C

<p>p20 道の役割について</p> <p>森林吸収源対策については、国や北海道が実施する森林整備関係事業に委ねられている部分も大きいことから、今後も森林整備事業等予算を安定的に確保し実施されることを期待します。</p>	<p>第6の2(5)「道の役割」に記述しているとおり、道では、森林吸収源対策を進めるにあたり、必要な支援を行うこととしており、森林整備事業予算を安定的に確保できるよう、関係団体等と連携し、国に対して積極的に働きかけてまいります。</p>	B
<p>全体の構成について</p> <p>吸収源対策については木材利用も大きな位置を占めていると思われるので、今後の北海道の施策においても、HOKKAIDO WOOD や木育の推進が森林吸収源対策に繋がっていることを道民へ十分PRしながら推進されることを期待します。</p>	<p>第5の3(2)「森林吸収源対策に関する道民理解の促進」に記述しているとおり、木育活動と「HOKKAIDO WOOD」の取組を連携して進め、地域材利用の意義などについて道民に発信してまいります。</p>	B
<p>北海道は全国に比べ伐採後の再造林の割合が高く、利用期を迎えた人工林の伐採量の増加が見込まれる中、森林吸収量を維持していく対策が取られているかと思いますが、伐採のみを行い、その後の再造林を行わない林業事業体に対し、道として何らかの対応、対策の強化を望みます。また、伐採後に放置されている造林未済地が各地域で多く点在している問題の解決も重要と考えます。</p>	<p>第5の1(1)「計画的な森林の整備」に記述しているとおり、計画的な伐採と着実な再植林を効率的に推進するため、引き続き森林経営計画の作成を支援するとともに、所有者の負担軽減に取り組んでまいります。</p>	B
<p>再造林の確実な実施が不可欠になっていく中、造林事業における労働力不足が大きな課題となっておりますが、併せて造林に伴う苗木に関しても、数量及び品質の確保等、苗木業者や造林事業者、また道や関係諸団体が協力して取り組んでいくべき事案かと思えます。</p>	<p>第5の1(1)「計画的な森林の整備」に記述しているとおり、伐採後の着実な植林が行われるよう、作業の省力化・低コスト化を進めるとともに、クリーンラーチ苗木を増産するためさし木の分業化を進めるなど、優良種苗の安定供給に向け関係諸団体と協力して取り組んでまいります。</p>	B
<p>第5 計画の展開方向の「2 道産木材の利用推進」について</p> <p>「(1)長期間炭素を固定する木材利用の促進」の【具体的な施策の展開】において、改正木材利用法等で今後利用拡大が期待される、非住宅分野で木材利用のカギとなる、CLTや木質防火・耐火部材の道内での安定供給体制構築に向けた支援をよろしくお願いいたします。</p>	<p>第5の2(1)「長期間炭素を固定する木材利用の促進」及び(2)「道産建築材の安定供給」に記述しているとおり「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用し、道産木材の利用促進を図るとともに、市場ニーズに応える品質・性能を持った建築材の安定供給体制の構築を推進します。</p>	B

<p>「(3) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進」において、当市での木質バイオマスの利用には、畜産向け敷料の利用も一定数あり、FIT 関連の発電施設への原料供給と両立が図られるよう事業者へ適切にご指導等をお願いいたします。</p>	<p>第5の2(3)「木質バイオマスのエネルギー利用の促進」に記述しているとおり、製材用などの供給に影響が生じないように、関連企業や国、関係自治体の連携強化を図ることとしています。</p>	B
<p>第6 計画の推進体制等について 当市もゼロカーボンシティ宣言を行っております。「1 推進体制の整備」において明記されている振興局ごとに設置される協議会での連携・支援を期待しております。</p>	<p>第6の1(1)「分野ごとの連携」に記述しているとおり、市町村や地元の関係団体等との連携を強化するため、振興局ごとに協議会を設置し、森林環境譲与税などを活用した森林整備の取組などを支援してまいります。</p>	B
<p>木質バイオマスのエネルギー利用の促進について (p16) 「森林内に残される枝葉や、樹木の根元などを有効に活用するため～」とあるが、実際のボイラーにおいては、枝葉は使用不可・皮付チップは不可という実態が聞こえている。特に、自治体などが導入を検討している小規模のボイラーにおいては、製紙用と同様の質の高い(キレイな)チップでなければ燃焼させることが出来ないとも聞いている。 このように、林地残材の活用においては、ボイラーの規模・性能と集荷したい側のミスマッチが起きているのではないかと危惧される。 北海道内において、実際に枝葉等の集荷実績はどのようになっているか、これを利用する上での使用者側の課題は何か、検討する必要がある。(「枝葉の活用」は絵に描いた餅になるのではないかと危惧しています)</p>	<p>木質バイオマスのエネルギー利用については、近年、木質バイオマス発電における利用が大きく増加しており、第5の2(3)「木質バイオマスのエネルギー利用の促進」に記述しているとおり、製材などの既存の木材利用に影響を与えないよう、林地未利用材の活用が重要と考えています。 いただいたご意見は、今後の施策実施にあたって参考とさせていただきます。</p>	C

<p>木育活動の推進</p> <p>林業従事者の求人活動において（北森カレッジや農高林業科は別として）、企業説明の前に、まずは「林業とは何か」を説明しなければならない。林業は山林内で行われるため、一般市民の目に触れることが少なく、認知度が低い。</p> <p>その一方で、木育などの啓蒙活動は確実に成果を上げており、一般市民の認識も「木を伐るのは悪いこと」といった否定的なものから→「間伐は良いこと」→「伐って植えるのは良いこと」「木材を使用するのは良いこと」と変わりつつある。</p> <p>今後も啓蒙活動を進める中で、林業の作業そのものについても紹介し、理解を深めてもらえるよう活動していただきたいと考えております。期待しています。</p>	<p>第5の1（3）「スマート林業による効率的な施業の推進と人材の育成・確保」に記述しているとおり、新規参入者の確保を図るため、SNS等の多様なツールを活用した林業の魅力発信に取り組むとともに、第5の3（2）「森林吸収源対策に関する道民理解の促進」に記述しているとおり、森林づくりや道産木材の利用に対する理解を深めるため、森林の働きや、林業・木材産業に関する情報を道民に発信していくこととしており、そのなかで林業の作業の意義についても理解促進を図る考えです。</p>
--	---

B

問い合わせ先  
 水産林務部林務局森林計画課（計画調整係）  
 電話011-204-5494